

社会福祉法人 まこと

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「ショートステイしあわせの家寒川」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(愛媛県指定 第 3871301390 号)

当事業所は、ご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービス又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果、「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 まこと  
(2) 法人所在地 愛媛県四国中央市豊岡町大町字東原 2 7 8 6 番地 2  
(3) 法人電話番号 0 8 9 6 - 2 8 - 2 8 7 1  
(4) 代表者氏名 理事長 三 宅 紀 文  
(5) 設立年月日 平成 1 4 年 7 月 1 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業 令和 2 年 8 月 1 日 指定  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業 令和 2 年 8 月 1 日 指定  
愛媛県 3 8 7 1 3 0 1 3 9 0 号

※当事業所は地域密着型介護老人福祉施設しあわせの家寒川に併設されています。

- (2) 事業所の目的  
利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的とします。

- (3) 事業所名称 ショートステイ しあわせの家寒川  
(4) 事業所所在地 愛媛県四国中央市寒川町字大門 3 6 7 7 番地  
(5) 事業所電話番号 0 8 9 6 - 2 9 - 5 8 2 2  
(6) 管理者氏名 管理者 篠 原 徹

- (7) 当事業所の運営方針  
家庭的な雰囲気の中でご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者が自分らしい快適な生活をおくることができるように、常にご利用者の立場に立って支援することにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 令和 2 年 8 月 1 日

- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	8 : 30 ~ 17 : 30

- (10) 入所定員 併設型 1 1 名 (1 ユニット) 及び本体施設の空床利用

- (11) 通常の送迎実施地域 四国中央市

(12) 敷地及び建物の概要

敷地	2, 133. 22㎡
構造	鉄筋コンクリート造 4階建て
延べ床面積	2, 791. 68㎡

(13) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	11室	各室に洗面所付 トイレ付
共同生活室	1室	
浴室	2室	[主な設備] 個浴槽1室 機械浴1室
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。居室以外のこの施設・設備の利用にあたっては、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室について：上記以外に、地域密着型特別養護老人ホーム(以下、本体特養)の居室に空床が発生した場合に、短期入所生活介護として居室を使用する場合があります。

(14) 第三者評価の実施状況

未実施

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(指定介護老人福祉施設共通)

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
施設長(管理者)	1名		1名
介護職員	20名以上	0名	14名
生活相談員	2名		1名
看護職員	2名以上	1名	1名
機能訓練指導員	1名		1名
介護支援専門員	2名		1名
医師(嘱託)		2名	必要数
管理栄養士	1名		1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
医師（嘱託）	毎月1回 13：30～15：30
介護職員 看護職員	標準的な時間帯
	早出①： 6：30～15：30
	早出②： 7：00～16：00
	日勤①： 7：30～16：30
	日勤②： 8：00～17：00
	日勤③： 8：30～17：30
	日勤④： 9：00～18：00
	日勤⑤： 9：30～18：30
	日勤⑥： 10：00～19：00
	遅出①： 10：30～19：30
	遅出②： 11：00～20：00
	遅出③： 11：30～20：30
	遅出④： 12：00～21：00
	遅出⑤： 12：30～21：30
遅出⑥： 13：00～22：00	
夜勤	22：00～ 7：00
生活相談員	日勤： 8：30～17：30
介護支援専門員	日勤： 8：30～17：30
管理栄養士	日勤： 8：30～17：30
機能訓練指導員	日勤： 8：00～17：00

<主な職種の職務内容>

- 施設長： 施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- 統括長： 管理者を補佐し、統括的な運営並びに調整にあたる。
- 医師： ご利用者の健康管理及び療養上の指導にあたる。
- 生活相談員： ご利用者の生活相談、面接、身上調査並びにご利用者の処遇の企画及び実施に関する業務に従事するとともに相当期間以上にわたり継続的に利用される方に対して短期入所生活介護計画の作成等の業務に従事する。
- 介護職員： ご利用者の日常生活の介護、支援業務に従事する。また、ユニットリーダーはユニットケアの実践をリードする。
- 看護職員： ご利用者の診療の補助及び看護並びにご利用者の保健、衛生管理業務に従事するとともに、介護職員の業務をサポートする。
- 管理栄養士： 献立作成、栄養量調査及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導業務に従事する。
- 機能訓練指導員： ご利用者の日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練業務に従事する。
- 介護支援専門員： 相当期間以上にわたり継続的に利用される方に対して短期入所生活介護計画の作成等の業務を生活相談員と協働する。
- 事務職員： 庶務及び経理事務に従事する。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食費・居住費に係る標準自己負担額を除き通常7割～9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 居室の提供
- ② 食事・栄養管理（但し、食費は別途いただきます。）
  - ：当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養及びご利用者の身体の状況並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
  - ：ご利用者の生活リズムに合わせ、出来る限り、離床して食べていただけるよう配慮します。
- ③ 入浴
  - ：入浴または清拭を行います。
  - ：寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
  - ：ご利用者の状況に応じて適切な支援を行うとともに、排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練
  - ：ご利用者の心身等の状況に応じた、機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
- ⑥ 送迎
  - ：ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
  - ※通常の事業実施地域は四国中央市とします。
- ⑦ その他の支援
  - ：寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します
  - ：生活のリズムを考え、可能な方は毎朝夕の着替えを行うよう配慮します
  - ：清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
  - ：洗濯は施設で行うことも可能です。縮む可能性のある衣類は対応できない場合があります。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

サービス利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金・各種加算料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費（滞在費）及び食費の合計額となります。

※介護費用は、ご利用者の要支援度・要介護度に応じて異なります。

※負担割合は所得に応じて異なり、一定以上所得者は2割～3割、それ以外の方は1割負担となります。

（もれなく「介護保険負担割合証」が発行されますので、その結果に基づきます。）

※介護給付サービス加算(加算取得については職員体制により、その時々で変更する場合があります)

【 負担割合が1割対象の方 】

① 介護費用（ご利用者の要支援・要介護度によって異なります。）

項目	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	5,230円	6,490円	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
2. 介護保険から給付される金額	4,707円	5,841円	6,264円	6,876円	7,542円	8,172円	8,784円
3. 自己負担額	523円	649円	696円	764円	838円	908円	976円

※連続して30日を超えるご利用者の場合には、上記自己負担額から30円の減額となります。

② 加算

項目	1. サービス利用料金	2. 介護保険から給付される金額	3. 自己負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	198円	22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	162円	18円
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	162円	18円
看護体制加算（Ⅰ）	40円	36円	4円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	72円	8円
看護体制加算（Ⅲ）	120円	108円	12円
看護体制加算（Ⅳ）	230円	207円	23円
送迎加算（片道） ●該当する場合のみの加算となります	1,840円	1,656円	184円
療養食加算（1回） ●該当する場合のみの加算となります	80円	72円	8円
若年性認知症入所者受入加算 ●該当する場合のみの加算となります	1,200円	1,080円	120円
緊急短期入所受入加算 ●該当する場合のみの加算となります	900円	810円	90円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ●該当する場合のみの加算となります	2,000円	1,800円	200円

※サービス提供体制強化加算については、（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）のいずれかを算定します。

※看護体制加算については、（Ⅰ）（Ⅱ）もしくは（Ⅲ）（Ⅳ）のいずれかを算定します。

※夜勤職員配置加算・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）、緊急短期入所受入加算は介護予防利用者には算定されません。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算、緊急短期入所受入加算は利用開始から7日目までの算定となります。（緊急短期入所受入加算については、日常世話をする家族の疾病等に起因する場合14日目までの算定となります）

※短期生活処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数（介護費用＋各加算）×8.3%

※短期生活特定処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数（介護費用＋各加算）×2.7%

※短期生活ベースアップ等支援加算：所定単位数（介護費用＋各加算）×1.6%

【 負担割合が2割対象の方 】

① 介護費用（ご利用者の要支援・要介護度と居室の種類によって異なります。）

項目	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	5,230円	6,490円	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
2. 介護保険から給付される金額	4,184円	5,192円	5,568円	6,112円	6,704円	7,264円	7,808円
3. 自己負担額	1,046円	1,298円	1,392円	1,528円	1,676円	1,816円	1,952円

※連続して30日を超えるご利用者の場合には、上記自己負担額から60円の減額となります。

② 加算

項目	1. サービス利用料金	2. うち、介護保険から給付される金	3. 自己負担額 (1-2)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	176円	44円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	144円	36円
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	144円	36円
看護体制加算（Ⅰ）	40円	32円	8円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	64円	16円
看護体制加算（Ⅲ）	120円	96円	24円
看護体制加算（Ⅳ）	230円	184円	46円
送迎加算(片道) ●該当する場合のみ加算となります	1,840円	1,472円	368円
療養食加算(1回) ●該当する場合のみ加算となります	80円	64円	16円
若年性認知症利用者受入 ●該当する場合のみ加算となります	1,200円	960円	240円
緊急短期入所受入加算 ●該当する場合のみ加算となります	900円	720円	180円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ●該当する場合のみ加算となります	2,000円	1,600円	400円

※サービス提供体制強化加算については、（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）のいずれかを算定します。

※看護体制加算については、（Ⅰ）（Ⅱ）もしくは（Ⅲ）（Ⅳ）のいずれかを算定します。

※夜勤職員配置加算・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）は介護予防利用者には算定されません。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算、緊急短期入所受入加算は利用開始から7日目までの算定となります。（緊急短期入所受入加算については、日常世話をする家族の疾病等に起因する場合14日目までの算定となります）

※短期生活処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数(介護費用+各加算)×8.3%

※短期生活特定処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数(介護費用+各加算)×2.7%

※短期生活ベースアップ等支援加算：所定単位数(介護費用+各加算)×1.6%

【 負担割合が3割対象の方 】

③ 介護費用（ご利用者の要支援・要介護度と居室の種類によって異なります。）

項目	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	5,230円	6,490円	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
2. 介護保険から給付される金額	3,661円	4,543円	4,872円	5,348円	5,866円	6,356円	6,832円
3. 自己負担額	1,569円	1,947円	2,088円	2,292円	2,514円	2,724円	2,928円

※連続して30日を超えるご利用者の場合には、上記自己負担額から90円の減額となります。

④ 加算

項目	1. サービス利用料金	2. うち、介護保険から給付される金	3. 自己負担額 (1-2)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	154円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	126円	54円
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	126円	54円
看護体制加算（Ⅰ）	40円	28円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	56円	24円
看護体制加算（Ⅲ）	120円	84円	36円
看護体制加算（Ⅳ）	230円	161円	69円
送迎加算(片道) ●該当する場合のみの加算となります	1,840円	1,288円	552円
療養食加算(1回) ●該当する場合のみの加算となります	80円	56円	24円
若年性認知症利用者受入 ●該当する場合のみの加算となります	1,200円	840円	360円
緊急短期入所受入加算 ●該当する場合のみの加算となります	900円	630円	270円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ●該当する場合のみの加算となります	2,000円	1,400円	600円

※サービス提供体制強化加算については、（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）のいずれかを算定します。

※看護体制加算については、（Ⅰ）（Ⅱ）もしくは（Ⅲ）（Ⅳ）のいずれかを算定します。

※夜勤職員配置加算・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）は介護予防利用者には算定されません。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算、緊急短期入所受入加算は利用開始から7日目までの算定となります。（緊急短期入所受入加算については、日常世話をする家族の疾病等に起因する場合14日目までの算定となります）

※短期生活処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数(介護費用+各加算)×8.3%

※短期生活特定処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数(介護費用+各加算)×2.7%

※短期生活ベースアップ等支援加算：所定単位数(介護費用+各加算)×1.6%

☆ご利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されて

いない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆高額介護サービス費により、それぞれ負担上限額が定められています。さらに所得により社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用が受けられる場合があります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①食事の提供

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

○利用者ご本人の属する世帯所得が一定額以下の方

料金：1日あたり1,445円（朝食：395円、昼食：525円、夕食：525円）

○利用者ご本人の属する世帯所得が一定額超の方

料金：1日あたり1,500円（朝食：400円、昼食：550円、夕食：550円）

#### ②居住費（滞在費）

ご利用者の水道光熱費、室料にかかる費用です。

○利用者ご本人の属する世帯所得が一定額以下の方

料金：1日あたり2,006円

○利用者ご本人の属する世帯所得が一定額超の方

料金：1日あたり2,100円

※ 居住費（滞在費）・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

#### ③理髪サービス

理容師の出張による理髪サービスの利用が可能です。

利用料金：2,000円/回より（税別）実施内容により変更があります。

#### ④レクリエーション、趣味活動

ご利用者のご希望により各種行事や趣味活動に参加していただくことができます。また、材料代等の実費をいただくことがあります。

#### ⑤記録の閲覧

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。料金は無料です。

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

なお、おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。（事業所の指定する「おむつ」に限ります）。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、原則として事業所が指定する金融機関での口座引落としとさせていただきます。1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにご入金下さい。

（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

振り込みによる支払いの場合

伊予銀行三島支店 普通預金1854749

なお、振り込みの場合は、振り込み手数料を負担していただきます。



(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	公立学校共済組合 四国中央病院
所在地	愛媛県四国中央市川之江町2233番地
診療科目	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・心療内科・精神科・小児科・外科・消化器外科・乳腺、内分泌外科・心臓血管外科・小児外科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・病理診断科

医療機関の名称	社会医療法人石川記念会 HITO 病院
所在地	愛媛県四国中央市上分町788番地1
診療科目	内科・消化器内科・循環器内科・脳神経内科・緩和ケア内科・糖尿病内科・リウマチ科・外科・救急科・乳腺外科・消化器外科・心臓血管外科・呼吸器外科・肛門外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・美容外科・婦人科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・歯科・精神科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 あき歯科医院
所在地	愛媛県四国中央市妻鳥町1695番地1

5. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。また、契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① ご利用者が死亡した場合</li> <li>② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④ 当事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合もしくは事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)</li> </ul> |
|---|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li> <li>② ご利用者が入院された場合</li> <li>③ ご利用者の「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合</li> <li>④ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める(介護予防)短期入所生活介護サービスを実施しない場合</li> <li>⑤ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合</li> <li>⑥ 事業者もしくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li> <li>⑦ 他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li> </ul> |
|--|

## (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に行われたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 6. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、ご利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) ご利用者がサービスを利用するにあたっての入退所の手続きや、利用中において医療機関への受診等（緊急時を除く）が必要になった際の対応についても協力義務を負うこととなります。

(3) 身元引受人が心身喪失その他の事由により判断能力を失うなど今後身元引受人の債務を担うことが困難な場合や、破産宣告を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立ていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

## 7. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、負担額の上限を100万円とし、その範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業者は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用者又はそのご家族は、ご利用者に体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- (2) ご利用者は、事業所内の器械及び器具をご利用される際、必ず職員へお知らせください。
- (3) 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮ください。
- (4) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

## 9. 非常災害対策

当事業所では本体施設と一体となり、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員等の訓練を行います。

## 10. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

### 11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者、ご家族及び、市町村、ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録します。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

### 12. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得たご利用者及びご家族の情報を洩らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

### 13. 利用者の尊厳

ご利用者の人権、プライバシー保護に努め、職員教育を行います。

### 14. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 15. 苦情の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。又、1階事務所付近に「苦情受付ボックス」を設置しています。なお、第三者委員及び行政機関その他苦情受付機関に直接苦情を申し出ることもできます。

#### ① 苦情受付担当者

統括長	篠原 翔
生活相談員	白川 雄一

#### ② 受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

#### ③ 苦情対応責任者

管理者（施設長）	篠原 徹
----------	------

#### ④ 第三者委員

評議員	加地 正樹	[連絡先：23-0455]
評議員	三宅 美隆	[連絡先：25-2548]

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情対応責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員の報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情対応責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(4) 苦情の報告

苦情対応責任者は、解決・改善結果を苦情申出人に対して報告いたします。

(5) 行政機関その他苦情受付機関

四国中央市役所 福祉部 介護保険課	② 所在地 四国中央市三島宮川4丁目6-55 ③ 電話番号 0896-28-6025 ④ FAX 0896-28-6059 ⑤ 受付曜日 月曜～金曜 ⑥ 受付時間 8:30～17:15
愛媛県国民健康保険団体連合会	① 所在地 松山市高岡町101番地1 ② 電話番号 089-968-8700 ③ FAX 089-968-8717 ④ 受付曜日 月曜～金曜 ⑤ 受付時間 8:30～17:15
愛媛県社会福祉協議会	① 所在地 松山市持田町3丁目8-15 ② 電話番号 089-998-3477 ③ FAX 089-921-5289 ④ 受付曜日 月曜～金曜 ⑤ 受付時間 9:00～16:30

ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 ショートステイ しあわせの家寒川

説明者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けたことを確認しその内容に同意しました。

利用者

住所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 ( )

身元引受人

住所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 ( )

連帯保証人

住所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 ( )

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年10月23日愛媛県条例62号）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日愛媛県条例第63号）に基づき、利用者またはその家族（身元引受人）への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

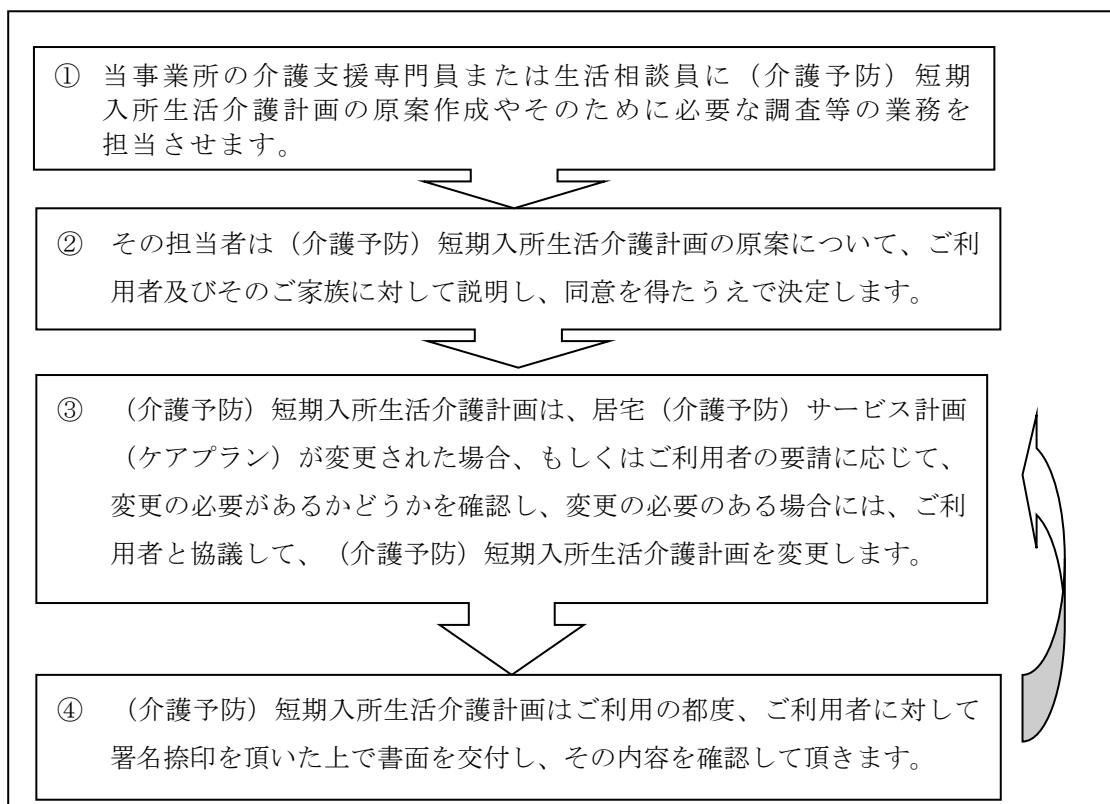
#### (1) 事業所の周辺環境

当施設は、小高い市街地近郊の農業地帯に住居が点在する閑静な環境です。南側には四国山脈につながる山々がそびえ、四季折々に新緑や紅葉など豊かな自然美をたたえています。また、北側からは瀬戸内海を見下ろすことができ、1年を通して景色の移り変わりを感じることができます。

### 2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

※（介護予防）短期入所生活介護計画は、相当期間以上（概ね4日以上連続）にわたり継続して入所することが予定される利用者に対して作成します。



(2) ご利用者に係る「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

要支援・要介護認定を受けている場合

- ・居宅介護（介護予防）支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ・（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成



- ・作成された居宅（介護予防）サービス計画に沿って、（介護予防）短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

要支援・要介護認定を受けていない場合

- ・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービス提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要支援、要介護と認定された場合



- ・居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護（介護予防）支援事業所の紹介等必要な支援を行います。



自立と認定された場合



- ・契約は終了します。
- ・既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。



居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成



- ・作成された居宅（介護予防）サービス計画に沿って、（介護予防）短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

### 3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧出来ることとします。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

### 4. 事業所利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所を利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

包丁等の刃物類、火気類、高額の金品等、生鮮食品、生き物、その他事業者が不適切と認めたもの。

#### (2) 事業所・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙

建物内での喫煙はできません。

### 5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。